

令和 7 年 12 月

令和 8 年度

更新時講習業務委託に係る公安委員会認定審査要領

愛媛県公安委員会

令和8年度更新時講習業務委託に係る公安委員会認定審査要領

令和8年度における更新時講習業務については、愛媛県公安委員会が本講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認める法人に委託することといたします。

なお、本業務の委託契約を希望する方は、下記のとおり、愛媛県公安委員会が行う審査を受け、認定されることが必要です。

注) 上記「法人」については、法人格を有するものであればその種類を問わず、株式会社、有限会社等の会社のほか、公益法人、特殊法人、非営利法人（NPO法人）、さらには、市町等地方公共団体も含まれます。

記

1 「更新時講習業務」とは

道路交通法（昭和35年法律105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第11号に基づき、運転免許証及び免許情報記録個人番号カードの更新を受けようとする者等に対し、愛媛県公安委員会が実施する運転者教育をいいます。

なお、講習の実施を委託することができる者は、道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者で、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると公安委員会が認めるものとする（法第108条の2第3項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第38条の3）と規定されています。

2 委託方法

本業務は、免許更新者に対して行われる法律で義務付けられた講習であり、また適正かつ公平な講習の実施が強く求められる業務であります。このようなことから、必要かつ適切な組織、設備及び能力を有する法人に本業務を委託するものです。

なお、本業務を行う体制がない場合は、委託業務の一部（警察署、交番における業務に限る。）をその地区の業務を行うことができるものに再委託することも可能です。その際は、同様書類の提出を求めて審査します。

3 業務範囲及び履行場所

(1) 業務範囲

県内全域の更新時講習業務を実施する。

(2) 履行場所

ア 松山市勝岡町1163-7

　　愛媛県運転免許センター

イ 下記警察署及び交番等

（ア）四国中央警察署

（イ）新居浜警察署

（ウ）西条警察署

（エ）西条西警察署

- (オ) 今治警察署
- (カ) 伯方警察署
- (キ) 久万高原警察署
- (ク) 大洲警察署
- (ケ) 大洲警察署内子交番
- (コ) 八幡浜警察署
- (サ) 西予警察署
- (シ) 西予警察署野村交番
- (ス) 宇和島警察署
- (セ) 宇和島警察署鬼北交番
- (ヨ) 愛南警察署
- (タ) 松山刑務所

4 委託業務の内容

(1) 業務内容

- ア 講習の受付
- イ 講習の実施
- ウ その他講習に付随する事務

(2) 令和6年度業務実績

講習区分	実績
優良運転者講習	109,175人
一般運転者講習	19,749人
違反運転者講習	9,296人
初回更新者講習	10,293人

ただし、令和7年3月24日からマイナンバーカードと運転免許証の一体化に係る制度が運用開始されており、優良運転者及び一般運転者を対象としたオンライン更新時講習が実施されている。

5 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

6 公安委員会の認定要件

- (1) 道路における交通の安全に寄与することを目的としていること。
- (2) 当該講習を行うに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すること。

ア 組織

- (ア) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかななる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）に次のいずれかに該当するものがいないこと。

- a 法第 51 条の 8 第 3 項第 2 号イからホまで（本書末尾参考資料参照）
- b 精神機能の障害により、業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない
 - (イ) 主たる事務所を県内に有すること。
 - (ウ) 部下職員に対する指導監督の地位にある責任者を免許センター内に配置すること。
 - (エ) 責任者は、講習業務に関しトラブルが生じた場合は即時対応し、解決する能力を有すること。
 - (オ) 責任者及び委託業務に従事する職員が直接的な雇用関係にあること。
 - (カ) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定に基づき、個人情報の適切な管理に必要な事項の研修を行うことができること。

イ 設備

当該講習を行うために必要な資機材及び自動車等が整備できること。

- 教育用ビデオソフト（DVD）15 枚以上
- モニターテレビ 4 台以上及びビデオ装置 4 台以上
- 出張用車両 3 台以上

ウ 能力

- (ア) 当該講習における指導に必要な能力を有する者を 18 人以上置いていること。
「必要な能力」とは、自動車の運転経験及び交通安全に関する業務の経験がある者で、交通安全教育に必要な十分な知識と技能を有する者をいう。
- (イ) 令和 8 年 4 月 1 日から委託業務を確実に履行できる者であること。

7 申請手続

(1) 申請資料（様式用紙等）の配布期間

令和 7 年 12 月 8 日（月）から令和 8 年 1 月 30 日（金）まで
午前 8 時 30 分から午後 5 時まで ※ 土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(2) 受付期間

令和 8 年 1 月 9 日（金）から令和 8 年 1 月 30 日（金）まで
午前 8 時 30 分から午後 5 時まで ※ 土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(3) 申請資料の配布・提出及び問い合わせ先

愛媛県警察本部交通部運転免許課免許係
〒799-2661 愛媛県松山市勝岡町 1163-7
電話番号 089-934-0110（内線 727-221）

(4) 提出方法

前記(3)の場所に直接持参するか、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により送付してください。（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明できるものとしてください。）

(5) 提出部数

1 部

8 審査要領

審査については、「公安委員会認定審査書（様式 9 号）」及び「公安委員会認定申請書添付書類チェック表（様式 10 号）」により行います。

9 審査結果の通知

審査結果については、電話で通知するとともに、「公安委員会認定結果通知書（様式 11 号）」を郵送します。（通知書受領後、同封の「公安委員会認定結果通知受領書（様式 12 号）」を返送してください。）

10 その他申請資料の様式

申請資料の様式については、別添のとおりです。

参考資料

【道路交通法 51 条の 8 第 3 項第 2 号イからホ】

- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 119 条の 2 の 4 第 2 項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
- ハ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 12 条若しくは第 12 条の 6 の規定による命令又は同法第 12 条の 4 第 2 項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して 2 年を経過しないもの
- ホ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

更新時講習業務委託に係る
公安委員会認定審査申請書

令和 年 月 日

愛媛県公安委員会 殿

申請者 住所

商号又は名称

代表者氏名 印

電話番号

FAX 番号

道路交通法第 108 条の 2 第 3 項及び道路交通法施行規則第 38 条の 3 の規定により、公安委員会が委託業務を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認める法人として、下記の書類を添えて申請します。

また、添付資料の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 定款その他目的を証明する書類
- 2 登記簿謄本（登記事項証明書を含む。）
- 3 個人情報保護規程の写し又はこれに係る遵守誓約書
- 4 事業概要書（様式 2 号）
- 5 役員の氏名及び住所を記載した名簿（様式 3 号）
- 6 役員全員について、次のいずれにも該当しないことを誓約する書面（様式 4 号）
 - (1) 道路交通法第 51 条の 8 第 3 項第 2 号イからホまで
 - (2) 精神機能の障害により、業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない
- 7 講師名簿（様式 5 号）及び組織体制表（責任者を明確に記載）
- 8 資機材等一覧表（様式 6 号）
- 9 講師指定申請書（様式 7 号）※ 新規のみ提出
- 10 委託業務の一部（警察署、交番における業務に限る。）を再委託する場合は、再委託先が講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有することが確認できる承諾申請書（様式 8 号）

事業概要書

(商号又は名称 :)

区分	所在地	電話番号	
本店			
支店等			
事業内容			
国又は地方 公共団体での 委託実績			
創業年月日	資本金	純資産	総従業員数

樣式 3 号

役員名簿

誓 約 書

次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）とするものでないことを誓約します。

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 3 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- 5 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 6 精神機能の障害により、業務を行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

愛媛県公安委員会 殿

令和 年 月 日

所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名

印

講 師 名 簿

注) 1 公安委員会から指定を受けている者については、「指定の有無」欄に「指定年月日」を記載すること。

2 様式を若干変更することは差し支えないが、上記の所定項目に漏れがないようにすること。

樣式 6 号

資 機 材 等 一 覧 表

(商号又は名称:)

愛媛県公安委員会 殿

申請者

印

講 師 指 定 申 請 書

更新時講習の講師として下記の者を指定したいので申請します。

氏 名 生 年 月 日		年 月 日生
本 籍		
住 所		
運転免許の 種類及び運転 経歴	免許 (年 月 日取得)	
安全運転に 関する業務 の経歴		
備 考	添付資料 <input type="checkbox"/> 運転免許証又は免許情報記録確認書の写し	

※ 新規指定のみ提出すること。

愛媛県公安委員会 殿

申請者 住所

氏名

印

再 委 託 承 諾 申 請 書

更新時講習の委託業務の一部を下記団体に再委託したいので、承諾して頂きたく申請します。

団体の名称、所在地（電話）、管理者等名	
再委託業務内容	
再委託が必要な理由	
添 付 資 料	<ul style="list-style-type: none">1 定款その他目的を証明する書類2 登記簿謄本（登記事項証明書を含む。）【法人の場合】3 個人情報保護規程の写し又はこれに係る遵守誓約書4 事業概要書（様式 2 号）5 役員の氏名及び住所を記載した名簿（様式 3 号）6 役員全員について、次のいずれにも該当しないことを誓約する書面（様式 4 号）<ul style="list-style-type: none">(1) 道路交通法第 51 条の 8 第 3 項第 2 号イからホまで(2) 精神機能の障害により、業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない7 講師名簿（様式 5 号）及び組織体制表（責任者を明確に記載）8 資機材等一覧表（様式 6 号）※ 再委託元で準備する場合は不要9 講師指定申請書（様式 7 号）※ 新規のみ提出

※ 再委託先が複数ある場合は、再委託先毎に作成すること。

公安委員会認定審査書

※ 認定審査の根拠

【道路交通法第108条の2第3項】

公安委員会は、内閣府令で定める者に第1項第1号、第3号から第9号まで、第11号から第13号まで、第15号若しくは第16号に掲げる講習又は前項に規定する講習の実施を委託することができる。

【道路交通法施行規則第38条の3】

道路交通法第108条の2第3項の内閣府令で定める者は、道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者で、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると公安委員会が認めるものとする。

申請法人	法人の名称											
	主たる事業所の所在地											
	代表者											
	本籍											
	住所											
	ふりがな											
氏名												
生年月日												
審査内容		審査結果	確認書類									
<input type="checkbox"/> 道路における交通の安全に寄与することを目的としていること。		適・否	定款その他目的を証明する書類									
<input type="checkbox"/> 当該講習を行うのに必要な組織、設備及び能力を有していること。												
組織	役員が、次のいずれかに該当するものでないこと。											
	(1) 【道路交通法第51条の8第3項第2号イからホ】 <table border="1"> <tr> <td>イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</td> <td>適・否</td> <td>様式3号 様式4号</td> </tr> <tr> <td>ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</td> <td>適・否</td> <td>様式3号 様式4号</td> </tr> <tr> <td>ハ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者</td> <td>適・否</td> <td>様式3号 様式4号</td> </tr> </table>			イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	適・否	様式3号 様式4号	ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者	適・否	様式3号 様式4号	ハ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者	適・否	様式3号 様式4号
	イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	適・否	様式3号 様式4号									
	ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者	適・否	様式3号 様式4号									
ハ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者	適・否	様式3号 様式4号										

組 織	1	ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの	適・否	様式3号 様式4号
		ホ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者	適・否	様式3,4号
		(2)精神機能の障害により、業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	適・否	同上
	2	主たる事務所を県内に有すること。	適・否	様式2号 登記簿謄本
	3	部下職員に対する指導監督の地位にある責任者を免許センター内に配置すること。	適・否	様式5号 組織体制表
	4	責任者は、講習業務に関しトラブルが生じた場合は即時対応し、解決する能力を有すること。	適・否	様式5号 組織体制表
	5	責任者及び委託業務に従事する職員が直接的な雇用関係にあること。	適・否	様式5号 組織体制表
	6	個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、個人情報の適切な管理に必要な事項の研修を行うことができること。	適・否	当該規程の写し又は遵守誓約書
設 備	7	当該講習を行うために必要な資機材及び自動車等が整備できること。	適・否	様式6号
能 力	8	当該講習における指導に必要な能力を有する者を18人以上置いていること。	適・否	様式5号 様式7号
	9	令和8年4月1日から、委託業務を同日から確実に履行できる者であること。	適・否	様式2号
そ の 他	10	委託業務の一部（警察署、交番における業務に限る。）を再委託する場合は、再委託先が講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すること。	適・否	様式8号
最終審査結果				
		審査年月日 令和 年 月 日		
		審査担当者 交通部運転免許課		

様式 10 号

公安委員会認定申請書添付書類チェック表		
受理番号	申 請 者	
	法人の名称	
	代表者氏名	

認 定 確 認 資 料		チェック欄
1	定款その他目的を証明する書類	適 ・ 否
2	登記簿謄本（登記事項証明書を含む。）	適 ・ 否
3	個人情報保護規程の写し又はこれに係る遵守誓約書	適 ・ 否
4	事業概要書（様式2号）	適 ・ 否
5	役員の氏名及び住所を記載した名簿（様式3号）	適 ・ 否
6	役員全員について、次のいずれにも該当しないことを誓約する書面（様式4号） <ul style="list-style-type: none"> ・道路交通法第51条の8第3項第2号イからホまで ・精神機能の障害により、業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない 	適 ・ 否
7	講師名簿（様式5号）及び組織体制表	適 ・ 否
8	資機材等一覧表（様式6号）	適 ・ 否
9	講師指定申請書（様式7号）※新規のみ提出	適 ・ 否
10	委託業務の一部（警察署、交番における業務に限る。）を再委託する場合は、再委託先が講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有することができる確認できる承諾申請書（様式8号）	適 ・ 否
注：上記2の書類は、申請日前3月以内に発行された原本とする。		

審査年月日	令和 年 月 日
審査担当者	交通部運転免許課

公委免第 号
令和 年 月 日

公安委員会認定結果通知書

(法人の名称)

(主たる事業所の所在地)

(代表者の氏名)

令和 年 月 日付けで申請のあった、令和8年度更新時講習業務委託に係る公安委員会認定審査の申請については、審査の結果、下記のとおり（適格・非適格）と認定しましたので通知します。

記

1 認定番号 令和 年 第 号

2 認定年月日 令和 年 月 日

3 認定業務 道路交通法第108条の2第3項及び道路交通法施行規則第38条の3の規定に基づく令和8年度更新時講習業務

4 認定期間 令和8年度更新時講習業務委託契約の期間に限る。
(有効期限：令和9年3月31日まで)

5 注意事項 認定後に、法人の名称、主たる事業所の所在地、代表者の氏名の変更があったときは、都度、遅滞なく変更事項を証する書類を愛媛県公安委員会に提出して変更を届け出ること。

令和 年 月 日

愛媛県公安委員会 印

公 安 委 員 会 認 定 結 果 通 知 受 領 書

(法人の名称)

(主たる事業所の所在地)

(代表者の氏名)

令和 年 月 日付け、令和 8 年度更新時講習業務委託に係る公安委員会認定審査の結果通知書（認定番号：令和 年 第 号）を確かに受領いたしました。

令和 年 月 日

愛媛県公安委員会 殿

受領書（住所）

（氏名）

印